

第557回 海務協議会

(1) 日 時：令和元年7月10日（水）13：30～

(2) 場 所：横浜税関本関 7階 大会議室

(3) 議 題：

1. 7月期税関人事異動に伴う担当官挨拶
2. とん税納付申請時における注意事項について
説 明：後藤田 上席監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 令和元年9月11日（水） 開催予定

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

とん税納付申請時における注意事項について

とん税の申告納付については、現状そのほとんどが NACCS により行われているところ
でございますが、直近で以下のような誤りが発生しております。

とん税は即時納付がほとんどであり、誤りが発生した場合は還付手続きが発生し、代理店
の方々にも不必要な業務が発生することとなります。

今回以下の事例をご紹介しますとともに、改めてご注意いただきたくお願いいたします。

➤ とん税還付となった事例（申請官署誤りを除く）

① とん税申告にかかる記載ミス

- ・納税義務者である“船長名”欄に対し、“船名”を記載。
- ・納税義務者である“船長名”欄に対し、船長名に加え記号を記載。

② 船舶の資格誤認による誤納付

- ・入港した外国往来船の入港目的が“船用品の積込のみ”“修繕のみ”等であり
船舶の資格が「特殊船舶」となるにもかかわらずとん税申告を実施。

③ 同一船舶に対し2回の入港届及びとん税申告を行った事例

- ・外国貿易船の投錨後、税関に対し入港届並びにとん税申告を実施。

その後当該外国貿易船が着岸した際に他官庁宛の入港届提出の際に誤って税関へ
再度入港届を提出すると共にすでにとん税納付済みである旨を失念し2度目のとん
税申告を実施。

以上